

気象警報に伴う初動措置要綱の制定について（例規通達）

この度、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成25年法律第23号）は、平成25年8月26日公布された気象業務法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第241号）とともに、平成25年8月30日から施行され、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に、特別警報を行うこと等を内容とする改正がなされた。これに伴い、災害への対応については、気象警報の種類に特別警報を追加して運用することとしたから、その対応に遺漏なきよう万全を期されたい。

なお、「気象警報等発令時における初動措置要綱の制定について」（平成20年10月10日付け富備第1388号）の通達は、廃止する。

別添

気象警報に伴う初動措置要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、中部管区警察局及び富山地方気象台等（以下「気象台等」という。）から通知される気象に関する警報（以下「気象警報」という。）について警察本部及び警察署の初動措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 準拠

気象警報が通知された場合における初動措置については、要綱のほか、突発重大事案発生時における初動措置要綱の制定について（平成9年1月1日付け富備第1号。以下「初動措置要綱」という。）及び富山県警察大震災警備計画の制定について（平成8年3月1日付け富備第16号。以下「大震災警備計画」という。）の定めるところによる。

3 気象警報の種類

気象警報の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特別警報

気象、地震動、地面現象、高潮、波浪、津波及び火山現象の各特別警報

(2) 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、高潮、波浪、津波及び火山現象の各警報

第2 伝達

1 伝達系統

気象警報の伝達系統は、別紙「気象警報伝達系統図」のとおりとする。

2 伝達責任者

(1) 警察本部の伝達責任者

警察本部の伝達責任者は、警備部警備課長とする。ただし、執務時間外にあっては、総合当直責任者とする。

なお、気象警報のうち津波特別警報及び津波警報（以下「津波警報等」という。）並びに火山現象特別警報及び火山現象警報（以下「火山警報等」という。）について、中部管区警察局から生活安全部通信指令課に伝達されたときは、生活安全部通信指令課通信指令官とする。

(2) 警察署の伝達責任者

警察署の伝達責任者は、副署長又は次長とする。ただし、執務時間外にあっては当直責任者とする。

3 伝達責任者の措置

- (1) 警察本部の伝達責任者は、気象台等から気象警報の通知を受けたときは、関係警察署に伝達するものとする。
- (2) 警察署の伝達責任者は、警察本部の伝達責任者から気象警報の伝達を受けたときは、警察署長（以下「署長」という。）に報告するとともに、管内の交番、駐在所及び警備派出所に対し伝達するものとする。

なお、津波警報等及び火山警報等については、管内の市町村長に対しても合わせて通知するものとし、その結果を警察本部の伝達責任者に報告するものとする。
- (3) 警察本部及び警察署の伝達責任者は、日本放送協会等の機関から気象警報を認知した場合は、気象台等からの通知（伝達）を待つことなく、あらゆる手段を活用し、迅速・確実な通知（伝達）に努めるものとする。

第3 警備体制の確立

1 警備連絡室の設置

- (1) 第1の3に定める気象警報を認知した場合、警備部警備課長は、速やかに警察本部警備連絡室（以下「本部警備連絡室」という。）を、署長は、速やかに警察署警備連絡室（以下「署警備連絡室」という。）を設置し、早期に指揮体制を確立して、所要の初動措置を講ずるものとする。
- (2) 災害が発生した場合、警察署長は管内の被害状況の把握に努め、「災害警備実施報告について」（昭和48年1月5日付け富ら第2号）に基づき速やかに本部警備連絡室へ報告するものとする。

2 突発重大事案発生時の措置

突発的な自然災害が発生し、初動措置要綱に基づく対応を要すると認められる場合、総合対策本部、現地対策本部及び警察署対策本部を設置し、所要の初動措置を講ずるものとする。

3 大震災発生時の措置

大震災が発生し、大震災警備計画に基づく対応を要すると認められる場合、県警備本部及び署警備本部を設置し、所要の初動措置を講ずるものとする。

4 記録

警察本部及び警察署の伝達責任者は、気象警報に対する措置について、気象警報対応記録表（様式第1号）により記録し、その処理経過を明確にしておくものとする。

なお、市町村長への通知については、電話、FAX、無線等その手段を問わないが、事後の検証への活用も念頭に、通知時間、通知者及び被通知者について確実に記録するものとし、市町村への通知ができなかった場合においては、通知手段の途絶、市町村庁舎の倒壊等その理由を記録化するものとする。

第4 平素の措置

1 執務資料等の整備・活用

警備部警備課長は、災害別対応措置要領その他職務上参考となる資料の整備・活用に努めるものとする。

2 災害危険箇所の実態把握

警備部警備課長及び署長は、次に掲げる災害危険箇所の実態把握及び同所に対する警戒に努めるものとする。

- (1) 山（崖）崩れ危険箇所
- (2) 倒壊、落下のおそれのある建造物、工作物

- (3) 地滑り危険箇所
- (4) 洪水、高潮による浸水危険箇所
- (5) 土石流、鉄砲水等による流出危険箇所
- (6) 地下施設等、地下空間における浸水危険箇所
- (7) 最近の風水害、地震等による被災箇所

3 協力体制の確立

警備部警備課長及び署長は、各種気象情報、河川の増水状況等の災害情報を迅速的確に入手するため、自治体等の関係機関との協力体制の確立に努めるとともに、気象警報に係る連絡先、連絡方法等について整備を図るものとする。

4 教養訓練の実施

署長は、災害発生時における初動措置、任務分担等についての教養訓練を実施するものとする。

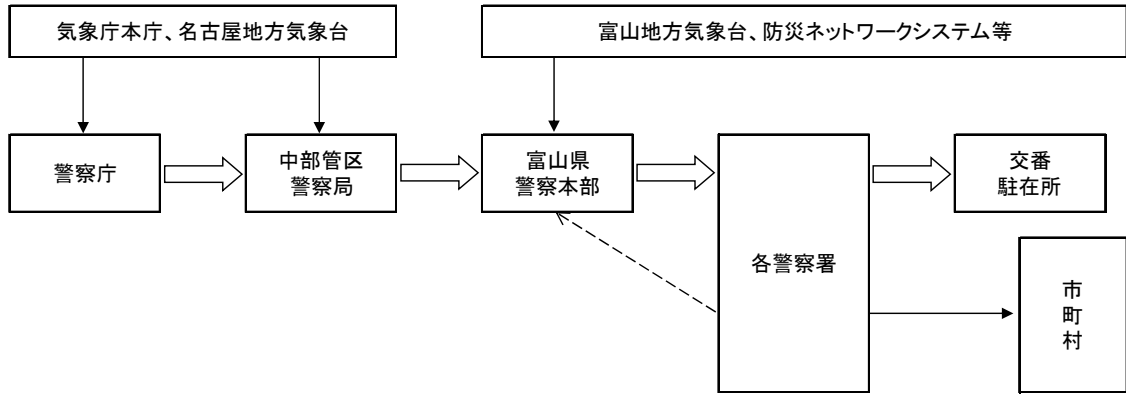
5 装備資機材の点検整備

署長は、通信機材、車両及び照明機材並びに広報、規制その他初動措置に必要な装備資機材の点検整備及び取扱要領の習熟に努めるものとする。

※ 別記様式は省略

気象警報伝達系統図

1 津波警報等及び火山警報等伝達系統図



2 その他の気象警報伝達系統

